

盛岡市自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に関する
条例の制定について

平成 19 年 11 月 26 日
建 設 部

1. 制定の趣旨

自転車は、身近な交通手段であり、コンパクトな市街地の移動手段として便利で快適な乗り物である。また、盛岡の豊かな環境を次の世代に引き継ぐためには、増え続ける自動車利用に歯止めをかけ環境への負荷を軽減するため、効率的な公共交通を利用するとともに自転車の利用の促進を図ることが必要である。

しかし、自転車の利用環境の現状は、必要な走行空間や自転車等駐車場が確保されておらず、自転車の関わる交通事故の発生及び公共の場への自転車等の放置は後をたたない状況にある。

のことから、市、市民、関係機関が、各々の責務を認識し、一体となって自転車の安全利用及び利用促進並びに自転車等の放置防止に取り組むため条例を制定しようとするものである。

2. 制定の内容

市、市民、関係機関における自転車の安全利用、利用促進や自転車等の放置に関する責務を定めると共に自転車に対する取組の一体化を図るため、既存の「盛岡市自転車等放置防止条例」の内容を盛り込むこととし、既存の条例は廃止する。

(1) 市、市民、関係機関の責務

① 市長の責務

- ・道路の新設、拡幅等における自転車走行路の確保
- ・公共の場所における自転車等駐車場確保
- ・国及び県に対する施策への協力
- ・自転車の安全利用及び利用促進並びに放置防止に関する必要な施策の実施等

② 自転車等の利用者等の責務

- ・定期点検整備、自転車保険加入
- ・歩行者の安全に配慮した自転車利用
- ・保護者の児童・生徒・学生・幼児への指導
- ・不要自転車の適切な廃棄又は再利用、放置防止、盗難防止
- ・冬期間及び雨天時における安全利用への配慮と必要に応じた公共交通機関の利用

③ 鉄道事業者等の責務

- ・駐輪場設置のための用地提供等市長が実施する施策への協力

④ 施設の設置者の責務

- ・大量な自転車の駐車需要が発生する施設における必要な駐輪場の確保及び適切な管理
- ・公益的施設の設置者の職員に対する定期的な点検整備、自転車保険加入、自転車の安全な利用、不要自転車の適切な廃棄又は再利用の啓発

⑤ 事業主の責務

- ・従業員に対する定期的な点検整備、自転車保険加入、自転車の安全な利用、不要自転車の適切な廃棄又は再利用の啓発

⑥ 自転車の小売業者の責務（量販店を含む）

- ・販売、修理の際の防犯登録の勧奨、定期点検又は整備、自転車保険加入、安全利用、不要自転車の適切な廃棄又は再利用の啓発

⑦ 学校の設置者の責務（専門学校や看護学校等を含む）

- ・必要な駐輪場の確保と適切な管理
- ・定期的な点検整備、自転車保険加入や安全利用の啓発
- ・不要自転車の適切な廃棄及び再利用

（2）自転車等放置防止に関する事項

既存の「盛岡市自転車等放置防止条例」に定められている、放置禁止区域及び放置規制区域の指定、自転車等の放置の禁止、放置に対する措置、撤去した自転車等の保管、保管した自転車等の売却及び処分、保管した自転車等の返却、費用の徴収の事項を盛り込む。

3. 施行期日

平成 20 年 4 月 1 日